

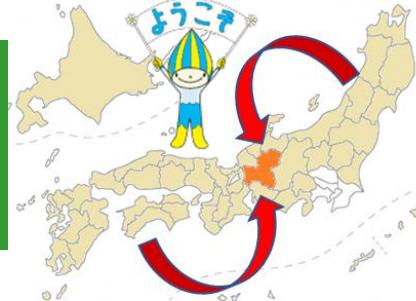
岐阜県に林业就業で移住される方へ！

岐阜県内へ移住し、林业に就業する方を応援します！



支援金の額

単身者：60万円、世帯：100万円



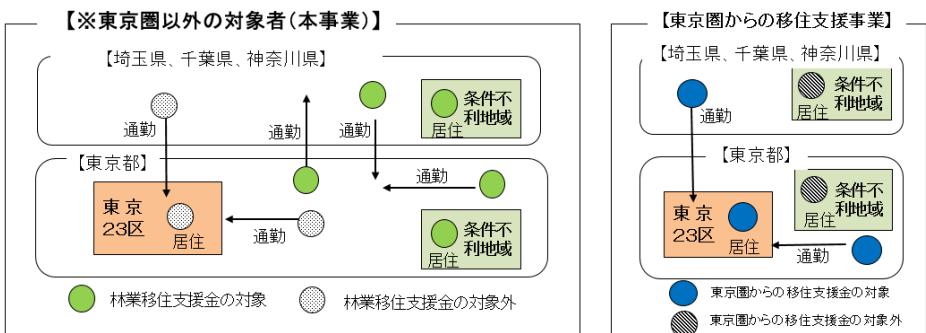
申請対象者

東京圏に在住していない方（※1）が岐阜県内に移住して、就業先が「森のジョブステーションぎふ」において求人登録されている林业事業体に就業した方（※2）。

詳しい要件は
裏面をご確認ください。

※1 東京圏に在住していない方とは？

⇒ 東京23区内に居住、または東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県にあって、条件不利地域に属さない区域に居住し、かつ東京23区内に通勤している方は、東京圏からの移住支援事業と重複するため、本事業の対象外とします。



※2 森のジョブステーションぎふの求人登録とは？

⇒ 岐阜県では、「森のジョブステーションぎふ」のホームページ内に林业就業移住支援金の対象求人を掲載しています。詳しくは下記サイトを確認ください。
求人情報サイトURL：<https://m-job.net/recruit/>

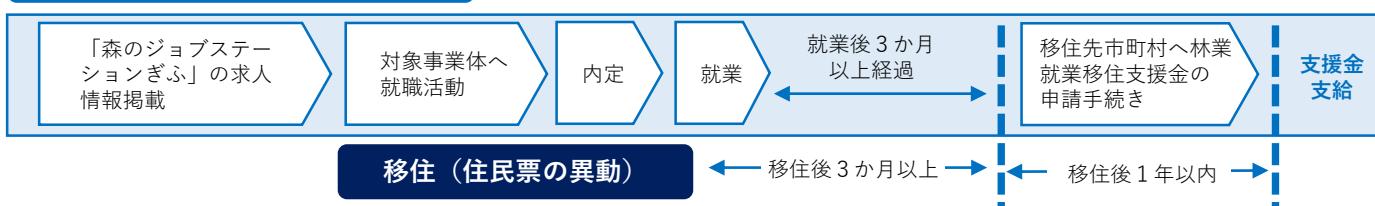
森ジョブぎふ で 検索



森のプロフェッショナル、
森林技術者の仕事。

移住支援金の交付までの流れ

申請のタイミングにご注意ください！



林業就業移住支援金の対象 チェックリスト

(支給対象者)

- 次に掲げる要件に該当しないこと。
- 県内の市町村に転入届をする直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域※以外の地域に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと。
- ※【東京圏（一都三県）の条件不利地域の市町村】
・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- 以下のいずれにも該当すること。
- 令和2年4月以降に岐阜県内へ転入したこと。（ただし、対象企業等への就業開始が令和2年4月の場合のみ、令和2年3月中の県内転入を認めます）
- 県内の市町村への転入後3か月以上1年以下の期間内に移住支援金の支給申請をしていること。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。
⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- 就業先が、「森のジョブステーションぎふ」で求人登録されている林業事業体であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業等に就業し、支給申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。
- 上記求人への応募日が、「森のジョブステーションぎふ」において求人が掲載された日以降であること。
- 当該企業等に、移住支給金の支給申請日から3年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

◎支援金の申請は移住先の市町村に行っていただきます！

「林業就業移住支援金」の申請は、移住先の市町村（林務担当課）へ申請を行っていただくことになります。

申請に必要な書類等については、移住先の市町村から入手してください。
なお、「林業就業移住支援金」を受けられるには、移住先の市町村において当該支援金の予算措置されている必要があります。

予算措置されているかの確認は、上段の問合せ先まで気軽にご相談ください。

森のジョブステーションぎふのポータルサイトでは、林業の就業先や各種支援メニューの紹介、森のしごとストーリーなど、ぎふに暮らし林業で働くみなさんを応援する情報が満載！是非、ご覧ください!!

 森のジョブステーションぎふ



岐阜県移住定住ポータルサイト「ふふふぎふ」では、先輩移住者へのインタビュー、子育て、医療などの暮らしに役立つ情報へのリンクを掲載しています。

